

首都直下地震対策検討ワーキンググループ設置要領（案）

令和 5 年 12 月 19 日
中央防災会議
防災対策実行会議決定

（設置）

第 1 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定。以下「基本計画」という。）の策定から 10 年が経過することから、基本計画の見直しに向けた防災対策の進捗状況の確認や新たな防災対策の検討を目的として、防災対策実行会議の下に、「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（委員）

第 2 ワーキンググループの委員は、別紙のとおりとする。

（主査）

第 3 ワーキンググループに、主査を置き、委員の互選により選任する。
2 主査は、議長としてワーキンググループの議事を総括する。

（事務局）

第 4 ワーキンググループの事務局を、内閣府政策統括官（防災担当）に置く。

（議事）

第 5 ワーキンググループは、主査又は第 8 に規定する主査の職務を代理する者が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、ワーキンググループを開くことはできない。
2 主査は、ワーキンググループの議題等により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員の過半数が出席しない場合であっても、ワーキンググループを開くことができる。
3 主査は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、ワーキンググループに出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

（議事要旨）

第 6 事務局は、ワーキンググループの終了後、速やかに議事要旨を作成し、これを公表する。

(議事録)

第7 事務局は、ワーキンググループの議事録を作成し、委員に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

(主査代理)

第8 主査に事故があるときは、あらかじめ主査の指名する委員が、その職務を代理する。

(防災対策実行会議への報告)

第9 主査は、ワーキンググループが検討を終了したとき、又は検討途中において報告を行う必要を認めたときは、当該検討に係る内容を防災対策実行会議に報告するものとする。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、主査がワーキンググループに諮って定める。

中央防災会議「防災対策実行会議」
首都直下地震対策検討ワーキンググループ
委員名簿

家田 仁	政策研究大学院大学 特別教授
大原 美保	東京大学大学院 情報学環 教授
河村 小百合	日本総合研究所 調査部 主席研究員
楠 浩一	東京大学 地震研究所 教授
黒沼 靖	東京都副知事
近藤 やよい	足立区長
指田 朝久	東京海上ディールール 主幹研究員
佐藤 育子	東京電力パワーグリッド 常務執行役員
佐藤 主光	一橋大学大学院 経済学研究科 教授
大門 小百合	ジャーナリスト (元株式会社ジャパンタイムズ執行役員・編集局長)
高岡 美佳	立教大学 経営学部 大学院ビジネスデザイン研究科 教授
田村 圭子	新潟大学 危機管理センター 教授
長谷川 知子	日本経済団体連合会 常務理事
平田 直	東京大学 名誉教授
廣井 悠	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
増田 寛也	日本郵政 取締役兼代表執行役社長
矢入 郁子	上智大学 理工学部 情報理工学科 教授
山中 竹春	横浜市長

計 18 名 (敬称略)